

役員報酬規程

(平成15年6月 鉄道総研達第 1号)

改正 (平成19年4月 鉄道総研達第 3号)

改正 (平成23年3月 鉄道総研達第31号)

(総則)

第1条 評議員会で定められた理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関しては、定款の定めた外、この規程に定めるところによる。

(役員報酬額)

第2条 役員報酬は、評議員会で定められた理事及び監事の報酬総額を超えない範囲で支給する。

(報酬の区分)

第3条 報酬の区分は、俸給及び賞与とする。

(俸給額)

第4条 各職位ごとの就任時の俸給月額、別表1に定める額以下とし、個々の理事に対する報酬額は理事会が定める。

2 個々の監事の報酬額は、監事全員の協議によって定める。

(報酬等の支給)

第5条 役員報酬は、その月の月額を、原則として毎月25日に支給する。

2 月の途中で就任或いは退任した役員報酬は、月額を日割り計算して支給する。

(賞与)

第6条 賞与は年間2回とし、原則として6月(夏季)及び12月(年末)に支給する。

2 前項の賞与は、6月1日(夏季)及び12月1日(年末)を基準日とし、基準日に在職していた役員に対して支給する。

3 個々の理事に対する賞与の額は、その理事の功績、鉄道総研の財政状況、その他の状況を勘案して理事会が定める。

4 個々の監事に対する賞与の額は、その監事の功績、鉄道総研の財政状況、その他の状況を勘案して、監事全員の協議によって定める。

(退職金)

第7条 役員退職金は、別に定めた規程により支給する。

(旅費等)

第8条 役員に対する旅費、通勤手当は鉄道総研の関係規程に基づき支給する。

附則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附則(平成19年4月16日 鉄道総研達3号)

この達は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日鉄道総研達第31号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

別表1 役員俸給表

役職	月額
会長	190万円
理事長	180万円
専務理事	145万円
理事	125万円
監事	125万円